

長崎大学大学院経済学研究科博士前期課程の学位審査に伴う論文報告会及び
論文提出に関する取扱要領

平成23年2月23日 研究科教授会決定

改正 平成29年3月8日

一部改正 令和2年2月5日

一部改正 令和2年5月22日

一部改正 令和2年6月10日

一部改正 令和2年9月9日

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、長崎大学大学院経済学研究科規程（以下「研究科規程」という。）

第24条及び長崎大学大学院経済学研究科学位審査規程（以下「審査規程」という。）第26条の規定に基づき、学位審査に伴う論文報告会及び論文提出に関し必要な事項を定めるものとする。

(論文報告会)

第2条 論文の審査を受けようとする者は、3回の論文報告会に参加し、テーマ報告（報告10分、質疑応答5分）、中間報告（報告15分、質疑応答5分）及び最終報告（報告15分、質疑応答5分）の順に発表を終えなければ、論文を提出することができないものとする。

2 論文報告会は、次の各号に定める時期に開催する。

(1) 2年次の5月（原則としてテーマ報告会）

(2) 2年次の7月（原則として中間報告会）

(3) 2年次の11月（原則として最終報告会）

3 2年次第1セメスターの休学者については、1月に臨時の中間報告会を開催することを願い出ることができる。この場合の報告会開催の申請は、12月の第2週までに指導教員を経て研究科長に願い出るものとする。

4 研究科規程第18条第1項ただし書きの規定（早期修了）により課程修了の認定を受けようとする者の報告会については、別途教授会が定める。

5 前項までの報告会について、次のいずれかの事由により発表できない場合は、原則として報告会の7日前までに所定の様式（別紙1）に証明書等を添付したうえで、指導教員を経て研究科長に報告会の変更を申し出ることができる。ただし、突発的な事由の場合は、報告会の7日後までに申し出るものとする。

(1) 病気・負傷

(2) 就職試験（内定式を除く。）、国家試験（税理士等）

(3) 忌引

- (4) 交通機関のストライキ等
- (5) 不慮の災害
- (6) その他研究科運営委員会において止むを得ない事由と認められたもの。

(論文の提出時期)

第3条 論文の提出時期は、2年次の1月又は7月のいずれかとする。詳細の提出時期は、教授会が指定する。

2 研究科規程第18条第1項ただし書きの規定（早期修了）により課程修了の認定を受けようとする者の論文提出時期は、別途教授会が定める。

(論文の体裁)

第4条 審査規程第4条に規定する論文の体裁は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 論文は、修士論文又は課題レポートとし、使用言語は、日本語又は英語とする。
- (2) 論文の字数（表紙、目次、論文要旨を除く。）は、日本語による場合は20,000字以上（A4用紙で、横書き、横40字、30行を標準とし、図、表、注、参考文献、数式等については指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算）、英語による場合は6,000語以上（A4用紙で、25行を標準とし、図、表、注、参考文献、数式等については指導教員と相談の上、専攻領域における学術上の慣例にしたがって適宜換算）とする。論文内容の要旨の字数は、日本語による場合は2,000字以内、英語による場合は1,200語以内とする。

ただし、論文の字数（論文内容の要旨の字数も含む。）は、論文提出前に申し出により専攻分野、論文の内容等を勘案して考慮することがある。

- (3) 前号ただし書きの考慮を申し出る者は、所定の様式により指導教員を経て研究科長の許可を受けなければならない。
- (4) 論文及び論文内容の要旨は、ワープロ又はパソコン浄書とし、A4版（1行40字×30行）、左余白3cm以上とする。手書きの場合は、400字詰め原稿用紙とする。
- (5) 論文の正本の作成は、次の各号のとおりとする。
 - ① 長期保存に耐えるよう正式装丁する。
 - ② 表紙には、論文題名、専攻名及び氏名を記載する。
 - ③ 表紙の色は黒色、文字は金文字とする。
 - ④ 製本費用は、自己負担とする。
 - ⑤ 論文の正本は、附属図書館経済学部分館で保存する。

(論文の審査及び最終試験)

第5条 論文審査及び最終試験は、論文審査出願者ごとに発表20分、口頭試問40分とし、別途審査協議20分の時間配当で行うものとする。

(その他)

第6条 その他この要領によりがたい事項が生じたときは、その都度教授会が審議し決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。
- 2 制定後の第2条、第4条及び第5条の規定は、平成28年度以前の入学者についても準用する。

附 則

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月9日から施行する。

(別紙1)

令和 年 月 日

経済学研究科長 殿

長崎大学大学院経済学研究科

学生番号

氏 名 印

報告会の変更について

令和 年 月 日開催予定の報告会について、下記理由により参加できないため日程変更をお認め頂きますようお願いいたします。

報告会の種類：

変更理由：

.....

変更後の報告会日

報告会会場

教務担当教員署名